



平成14年
9月15日号
No.1105

●毎月5・15・25日発行

広報 もがわ

- 編集発行・鴨川市役所秘書課
広報広聴係
- 電話・0470(93)7827
- FAX・0470(93)7850
- 鴨川市横渚1450
- 郵便番号・296-8601

市町村合併について検討を重ねている安房地域の十市町村では、「安房地域市町村合併任意協議会」を、九月四日に設置しました。この協議会は安房地域の各市町村長と議会議長、議会からの推薦者を委員に合計三十三人で構成。ここでは、合併の枠組みを中心とする協議のほか、各市町村

の事務事業の調整、情報提供など、法定協議会設置に向けた準備が行われます。また、事務局は館山市に置かれ、各市町村から職員を派遣。合併業務を連携して行つて、皆さんのご意見を、どうぞお聽かせください。

(☎) 市企画振興課 (☎) 7828

市町村合併へ大きなステップ 安房11市町村で任意協議会を設置

市町村合併の手続きの流れ

任意合併協議会の設置

- 法定合併協議会の設置合意・議決・県への対応
- 法定合併協議会の設置
- 法定合併協議会における具体的検討
- 住民説明会 (新市町村将来構想・市町村建設計画)
(財政計画案の策定・公表)
- 協定項目の協議・新市町村建設計画の策定
- 関係市町村の各議会で議決
- 県に対する合併の申請・県議会の議決
- 総務大臣の告示
- 合併

十月一日にスタートする医療保険制度の改正では、まず、お年寄りの皆さんのが支えている老人保健の対象年齢が、七十歳から七十五歳に段階的に引き上げられます（ねたきりなどの場合には六十五歳以上）。年齢の引き上げに伴い、この十月一日以後に七十歳になる方は、七十五歳になるまでの間、引き続き加入している医療保険の対象となり、お医者さんのかかるときには、現在お持ちの保険証を使います。

また、これらの方々には「高齢者受給者証」を誕生日に送付します。お医者さんにかかるときには、現在お持ちの保険証と併せて窓口へ提示してください。窓口での自己負担は一割ですが一定以上の所得者（注）は二割負担となります。

一方、九月三十日の時点までどおり、老人保健に加入したままでお医者さんにかかることができます。これらの方々も、窓口での自己負担は一割ですが、一

乳幼児の医療費負担は2割

国民健康保険では、お医者さんの窓口に支払う医療費の自己負担割合が年齢によって変わります（現行では一律三割、退職者本人は二割負担）。改正後は、三歳未満の乳

老人保健には75歳から加入患者の自己負担割合も変わります

とじて保存します。
病気やけがをした場合に保険証を持つていけば、わずかな負担で病院にかかることができる医療保険制度。お年寄りの老人保健と、自営業や農漁業、パートなどの皆さんの国民健康保険が、十月一日から一部改正されます。老人保健は、対象年齢の七十歳から七十五歳への段階的引き上げや医療費の自己負担限度額の改定、また、国民健康保険は、年齢による医療費負担割合の変更や高額療養費の自己負担限度額の改定などです。これは、医療費の増加により厳しい状況となっている同制度の健全化と、世代間の負担の公平性を確保しようというものです。大切な医療を支える制度の改正に、どうぞ、ご理解をお願いいたします。

と

医療の保険証、健康手帳を窓口に提示してください。

古い老人医療受給者証は

市役所保険年金課または各

出張所へ返却ください。

なお、老人保健では、一

か月の医療費が高額になつた場合に申請して認められると、後から払い戻しが受けられる「高額療養費」の自己負担限度額も、併せて改定されます。

※1 65歳以上のねたきりなどの人を含む

※2 平成14年9月30日時点で70歳以上の人（昭和7年9月30日以前に生まれた人）を含む

※3 外来で薬を処方されたときに支払う薬剤の一部負担金は平成15年4月から廃止されます

※4 退職者医療制度の本人と被扶養者の医療費の自己負担は平成15年4月から3割になります

(注1) 一定以上の所得者とは、現役世代の平均的収入以上の所得（課税所得が年124万円以上）がある方と、その世帯の方をいいます

▷単独世帯の場合（年金収入のみ）→年収約450万円程度以上 ▷夫婦2人世帯の場合（年金+給与収入）→年収約637万円程度以上

◎所得の低い人（住民税非課税世帯）は、国民健康保険または老人医療の「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すれば、自己負担の限度額や入院時の食事負担が少なくて済みます。該当する方は、市保険年金課または各出張所に申請してください。認められた場合に交付されます

患者負担はこう変わります

改正前

(平成14年9月30日以前)

70歳以上 ※1	老人保健制度 原則1割 (上限制と定額制)
70歳	国民健康保険制度（一般） 退職者医療制度 本人 2割 被扶養者 外来 3割 入院 2割 3割

改正後

(平成14年10月1日以後)

70歳以上 ※1,2	老人保健制度 1割 (一定以上の所得者は2割)
70歳以上 75歳未満	1割負担（一定以上の所得者は2割） 国民健康保険制度（一般） 退職者医療制度 本人 2割 被扶養者 外来 3割 入院 2割 3割 3歳未満 2割